

同日工務所より以前と同様を派遺したることを聲明して解決した。  
 餘り次の付録の経過となり、その経過を要求したるものとして  
 普羅工工場の一臺を受託させたのであるが、又して普羅工工場の日  
 であるが三月十六日より重業合組の火の煉炭工工場の二臺を、  
 子の原因が接界側面を越えて重業合組の一人として受託して同様の  
 各が同工場西出港の郵便局へ集合して就業を許されたのである。  
 三月二十二日の午前の交替期間の途番 協会の一席工工三百五十  
 一 協 会  
 一 参 照 者 三 頁 正 誤 各 録 全 業 規 則 二 一 十 号  
 一 協 会 議 事 録 第 二 十 二 号

一 協 会 議 事 録 第 二 十 二 号  
 一 参 照 者 三 頁 正 誤 各 録 全 業 規 則 二 一 十 号  
 一 協 会 議 事 録 第 二 十 二 号

一 一 項 茲 今 古 屋 市 南 區 藤 田 東 河 東 疎 水 八 番 地  
 一 一 項 茲 今 古 屋 市 南 區 藤 田 東 河 東 疎 水 八 番 地  
 一 一 項 茲 今 古 屋 市 南 區 藤 田 東 河 東 疎 水 八 番 地

（各 協 会 議 事 録）  
 一 一 項 茲 今 古 屋 市 南 區 藤 田 東 河 東 疎 水 八 番 地

四月

財團 協調會福岡出張所

協調會  
 事務主任

報告第三五三號

發生日、八 解決日、九  
 使用労働者 一〇  
 参議参加者 一〇  
 協調會組合 福岡九州協調會  
 福岡労働組合 福岡労働組合  
 福岡労働組合 福岡労働組合

10.5.1  
 41

佐原壓縮工場労働争議

發生 昭和十年四月八日  
 解決 同年同月九日

概